

議案第 98 号

令和 2 年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6,800 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 667,390 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 11 月 30 日提出

笠間市長 山口 伸樹

第 1 表  
歳 入

歳 入 歳 出 予 算 補 正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金		86,800	△ 10,000	76,800
	1. 国庫補助金	86,800	△ 10,000	76,800
5. 繰入金		340,953	10,000	350,953
	1. 一般会計繰入金	340,953	10,000	350,953
7. 諸収入		6,800	△ 6,800	0
	1. 雑収入	6,800	△ 6,800	0
歳入合計		674,190	△ 6,800	667,390

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 農業集落排水事業費		381,449	△ 6,800	374,649
	1. 農業集落排水施設管理費	145,297	△ 5,200	140,097
	2. 農業集落排水施設建設費	236,152	△ 1,600	234,552
歳 出	合 計	674,190	△ 6,800	667,390

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金	86,800	△10,000	76,800
5. 繰入金	340,953	10,000	350,953
7. 諸収入	6,800	△6,800	0
歳入合計	674,190	△6,800	667,390

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 農業集落排水事業費	381,449	△ 6,800	374,649	△ 10,000		10,000	△ 6,800
歳出合計	674,190	△ 6,800	667,390	△ 10,000		10,000	△ 6,800

## 2. 歳入

(款) 3. 国庫支出金

(項) 1. 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 農業集落排水事業 国庫補助金	86,800	△10,000	76,800	1. 農業集落排水事 業国庫補助金	△10,000	汚水処理施設整備交付金 △10,000
計	86,800	△10,000	76,800			

(款) 5. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

1. 一般会計繰入金	340,953	10,000	350,953	1. 一般会計繰入金	10,000	一般会計繰入金（汚水処理交付金） 10,000
計	340,953	10,000	350,953			

(款) 7. 諸収入

(項) 1. 雑入

1. 雑入	6,800	△6,800	0	1. 雑入	△6,800	消費税還付金 △6,800
計	6,800	△6,800	0			

### 3. 歳 出

(款) 1. 農業集落排水事業費

(項) 1. 農業集落排水施設管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 農業集落排水施設管理費	145,297	△5,200	140,097				△5,200	8. 旅費	△20	普通旅費 △20
								11. 役務費	△1,000	汚泥汲取手数料 △1,000
								12. 委託料	△4,120	施設管理委託料 △4,100 電気保安業務委託料 △20
								18. 負担金補助及び交付金	△60	研修負担金 △60
計	145,297	△5,200	140,097				△5,200			

(款) 1. 農業集落排水事業費

(項) 2. 農業集落排水施設建設費

1. 農業集落排水施設建設費	236,152	△1,600	234,552	△10,000		10,000	△1,600	2. 給料	△1,000	一般職給料 △1,000
								3. 職員手当等	△300	一般職期末手当 △200 勤勉手当 △100
								4. 共済費	△300	一般職共済組合負担金 △300
計	236,152	△1,600	234,552	△10,000		10,000	△1,600			

## 給 与 費 明 細 書

### 1. 一 般 職

#### (1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(1) 4		17,258	11,768	29,026	5,372	34,398	
補 正 前	(1) 4		18,258	12,068	30,326	5,672	35,998	
比 較			△ 1,000	△ 300	△ 1,300	△ 300	△ 1,600	

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
	補 正 後	3,915	2,946	540	583	130	442	3	768
	補 正 前	4,115	3,046	540	583	130	442	3	768
	比 較	△ 200	△ 100						
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	退 職 手 当 (組 合 負 担 金)	休 日 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	夜 間 勤 務 手 当		
	補 正 後			2,441					
	補 正 前			2,441					
	比 較								

備考 職員数の( )内は、短時間職員数であり、外数である。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(1) 4		17,258	11,768	29,026	5,372	34,398	
補 正 前	(1) 4		18,258	12,068	30,326	5,672	35,998	
比 較			△ 1,000	△ 300	△ 1,300	△ 300	△ 1,600	

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
	補 正 後	3,915	2,946	540	583	130	442	3	768
	補 正 前	4,115	3,046	540	583	130	442	3	768
	比 較	△ 200	△ 100						
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	退 職 手 当 (組 合 負 担 金)	休 日 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	夜 間 勤 務 手 当		
	補 正 後			2,441					
	補 正 前			2,441					
	比 較								

備考 1 この表は、給料をもつて支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となつたものについて記載している。

2 職員数の（ ）内は、再任用短時間職員数であり、外数である。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
		給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分	そ の 他 の 増 減 分		
給 料	△ 1,000	給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分			
		そ の 他 の 増 減 分	△ 1,000	育児休業者に係る給料減額によるもの	職員数異動状況（現に在籍する職員数）  補正後 (1) 人 4  補正前 (1) 人 4  増 減 人
職 員 手 当	△ 300	制 度 改 正 に 伴 う 増 減 分	△200	給与改定によるもの	
		そ の 他 の 増 減 分	△100	育児休業者に係る給料減額によるもの	

備考 職員数の（ ）内は、短時間職員数であり、外数である。

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職制上の段階, 職務の級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 後	(1.175) 2.250	(1.175) 2.200	(2.350) 4.450	有	
補 正 前	(1.175) 2.250	(1.175) 2.250	(2.350) 4.500	有	
国 の 制 度	2.250	2.200	4.450	有	

※ ( ) 内は, 再任用短時間職員の標準的な支給率である。